

- ・(株)今治繊維リソースセンターは、円高等により繊維産業の環境が厳しさを増す中、新しい繊維産業対策の柱として、商品企画力、情報収集発信機能の向上を図ることを目的とした国の繊維リソースセンター構想に則り、(独)中小企業基盤整備機構、四国タオル工業組合、今治市、県等の出資により、平成2年に設立された。
- ・当法人は、今治地域のタオル産業を中心とした繊維産業活性化の中核施設として、平成3年に繊維リソースセンター(通称:テクスポート今治)を整備し、繊維製品等の情報収集・提供、人材育成、タオル等の展示販売など繊維産業の支援に取り組んできた。しかし、景気の低迷や外国の廉価な輸入タオルの増大等により、タオル産業は大変厳しい状況にあり、県でも15年に今治地域特定中小企業集積活性化計画を策定(15年~19年)し、活性化に取り組んでいるところであるが、今治地域の経済・社会においてタオル産業は大きな位置を占めており、その活性化は今治地域の産業活性化に必要不可欠であり、当法人がその中核となって支援を行う必要性は高いことから「経営改善を行いつつ存続」とされた法人である。
- ・県出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検結果(1次評価)等を踏まえた2次評価は次のとおりである。

## 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

### (1) 組織体制の見直し

- ・テクスポート今治の管理運営、タオル製品等の販売、ホテル事業運営等を踏まえ、商品開発部門、施設賃貸部門、総務部門(情報調査部門兼務)の3部門及びホテル運営のためのパートを雇用して業務を行っている。
- ・役員は、12名で、タオル事業者、県、市等から就任しており、うち常勤役員は2名である。

### (2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、県の支援を受けて市場動向調査や販路開拓事業などタオル産業の支援を行うほか、テクスポート今治の管理運営、タオル製品等の販売、ホテル事業の運営等を行っている。
- ・産業支援については、収益性を伴うものではなく、また、県、市等からも運営費に対する補助金はなく、収入の柱は、タオルの受注販売などの物販事業収入(17年度70%)、テクスポート今治の賃貸収入(20%)である。  
しかし、景気の低迷や輸入タオルの急増等により、13年度に物販事業の売上高が対前年度比42%減収となる一方で、テクスポート今治建設に伴う長期借入金の返済や人件費などの固定的な経費が多額で、経営が危ぶまれる事態となったため、職員の削減(13年度11人、14年度6人)、四国タオル工業組合が実施していた物販事業の引受、長期借入金の償還延長などを内容とする経営改善計画を四国タオル工業組合等関係機関の支援のもと、14年度に策定し、経費削減、収入確保に着実に取り組んできた。
- ・その結果、経常利益(損失)については、11年度から15年度までは赤字を計上したが、16年度以降は黒字に転換したところである。今後とも、テクスポート今治内の自社ショップの販売強化や施設賃貸事業に係る営業力の強化を行い、収入の確保に努めるとともに、さらなる管理コストの縮減などに取組み、一層の経営基盤の充実・強化に努めていただき、当法人の設立目的であるタオルを中心とした繊維産業の支援を強化していただきたい。
- ・なお、単年度黒字に転換はしているが、設立以降当期末処理損失を計上し、17年度末で累積欠損が359,301千円となっており、引き続き経営改善努力を継続しても累積欠損の解消には長期間を要すると思われる、その間対外的な信用度を含め安定した法人経営に支障をきたす可能性があることから、抜本的な改善策を検討する必要があると考える。

### (3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員数は、12名、うち常勤役員は2名で、他は全て非常勤で、無報酬。職員数は、18年度で12名で、プロパー職員5人と臨時職員7人で運営している。(正規職員数:13年度11名、14年度6名、18年度5名)  
なお、16年度のみ、今治市からの委託事業(今治市内中小企業等基礎調査)を行うために臨時職員を11名雇用了。
- ・給与制度については、四国タオル工業組合に準じている。

## 2 県の関与の適正化に向けた取組

### (1) 財政的関与の見直し

- ・県は、地域産業集積活性化法に基づく今治地域特定中小企業集積活性化計画において、当法人を今治地域タオル産業の支援スキーム全体の中核と位置付け、15年度に当法人を事務局として「集積活性化戦略会議」を設置し、意欲ある企業グループが行う新製品開発及び商品化に向けた支援を行っており、戦略会議の運営や市場動向調査、広告宣伝などの経費を15~17年度までは補助してきたところ。  
活性化計画に基づくタオル産業への支援は、厳しい状況にある今治地域の産業活性化に必要不可欠であり、県関与の必要性は認められる。
- ・19年度以降は、同法が19年6月に期限切れとなるため、後継制度の状況を踏まえて改めて検討するとしているが、

検討に当たっては、今までに実施した事業の成果や県と当法人、今治市との役割分担などに十分留意して行っていただきたい。

- ・なお、今治地域における地場産業振興のための事業を行い地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、活力ある今治地域経済の形成並びに地域住民の生活向上などを目的に設立された（財）今治地域地場産業振興センターとは、地域産業の支援という意味では一部重複する部分もあることから、お互いの役割分担を明確にした上で効率的・効果的な事業の推進にあたっていただきたい。

## （２）人的関与の見直し

- ・県からの職員派遣は行っていない。
- ・非常勤の取締役（無報酬）に今治地方局長が就任しているが、地域の活性化という一定の公共的使命を有していること、事業推進に当たり県との緊密な連携が不可欠となっていることから必要性は認められる。

## 3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・法人独自のホームページを作成し、繊維産業支援に係る情報発信などに努めている点は評価できるが、今後は法人の財務関係資料の公表についても検討していただきたい。

## 4 総合的評価

### 【法人】

- ・多額の累積欠損を抱える中、物販事業の販売強化や施設賃貸事業に係る営業力の強化を行い、収入の確保に努めるとともに、さらなる管理コストの縮減などに取組み、一層の経営基盤の充実・強化に努めること。
- ・（財）今治地域地場産業振興センターとは、支援対象が一部重複しており、お互いの役割分担を明確にした上で、効率的・効果的な施策の推進に当たること。

### 【所管課】

- ・地域産業集積活性化法の期限切れ後の県の関与については、今までに実施した事業の成果や県と当法人、今治市との役割分担などに十分留意して検討を行うこと。